



7 墨総総第 9 5 1 号の 7
令和 7 年 1 0 月 3 1 日

墨田区長
山 本 亨 様

墨田区行政不服審査会
会長 安 達 和 志

保有個人情報不訂正決定処分に係る審査請求について（答申）

令和 7 年 7 月 7 日付け 7 墨総法第 3 5 6 号による諮問について、別添のとおり答申
します。

答 申

第１ 審査会の結論

墨田区長（以下「諮問庁」という。）が令和６年４月１８日付けで審査請求人に対して行った保有個人情報不訂正決定処分（保有個人情報不訂正決定通知書によるもの。以下「本件処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきである。

第２ 審査請求及び諮問の経緯

- １ 審査請求人は、諮問庁が作成し、東京法務局長に提出した令和５年１２月５日付け戸籍訂正許可申請書（以下「本件申請書」という。）の「当該折衝時に届出人へ戸籍法第１１３条による戸籍訂正の申請を案内しましたが、「当該申請（家庭裁判所への申立）の意思はない」と旨の回答を得ております。」との記載（以下「本件記載」という。）は事実ではないとして、令和６年３月２２日付けで諮問庁に対し、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）第９０条第１項の規定に基づき、本件申請書の控え（写し）及び本件申請書を使用して作成された東京法務局長名の令和５年１２月１２日付け戸籍訂正許可書（以下「本件許可書」という。）について、本件記載の削除を求める保有個人情報の訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。

なお、本件申請書の控え（写し）及び本件許可書（以下「本件申請書等」という。）は、審査請求人が令和６年３月１１日付けで行った法第７６条第１項の規定による保有個人情報の開示請求に対して、同月１９日付け開示決定に基づき開示されたものである。

- ２ 諮問庁は、本件訂正請求に対して、令和６年４月１８日付けで本件処分

を行い、保有個人情報不訂正決定通知書（５墨区窓第２７３４号）を審査請求人に送付した。

本件処分理由（本件記載を削除しないこととした理由）は、本件訂正請求には理由がある（本件記載について、その文言のとおり戸籍法（昭和２２年法律第２２４号）第１１３条の規定による戸籍訂正について案内した事実及び届出人が当該申請の意思はない旨の回答をした事実はない。）と認められるものの、当該保有個人情報の利用目的は、戸籍の訂正及び当該戸籍訂正に係る法務局長の許可を得るものであるところ、既に法務局長の許可を得、戸籍の訂正が行われていることから、訂正の必要性は認められないというものであった。

- ３ 審査請求人は、本件処分を不服とし、本件処分を取り消し、本件申請書等の本件記載を削除することを求める審査請求書を令和６年７月５日付けで提出し、諮問庁は、同月８日付けでこれを収受した。
- ４ 諮問庁は、法第１０５条第３項において準用する同条第１項の規定に基づき、令和７年７月７日付けで当審査会に諮問した。

第３ 審理関係人の主張

１ 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書（令和６年７月５日付け）、反論書（同年９月６日付け）、再反論書（同年１０月３１日付け）、再々反論書（令和７年１月１０日付け）、再々々反論書（同年３月１４日付け）及び再々々々反論書（同年５月１４日付け）において次のとおり主張し、本件処分を取り消し、審査請求人に係る個人情報である本件申請書等の本件記載を削除するよう求めている。

- (1) 令和５年１２月１日、審査請求人は、墨田区区民部窓口課戸籍係（以下「戸籍係」という。）の窓口において、戸籍に記載された父の死亡時刻が事実と異なる旨を指摘した際、同係職員から、死亡届に添付された

死亡診断書の記載を誤った病院（医師）からの申出に基づき諮問庁が職権で訂正するとの説明を受けた。その際、戸籍法第113条の規定による戸籍訂正に関する説明及び当該申請の意思確認は行われていない。

- (2) 諮問庁は、諮問庁の職権による戸籍の訂正について審査請求人の理解を得られているものと認識していたと主張するが、当該職権による訂正の方法以外に戸籍の訂正方法に関する説明がなかったことから、審査請求人は、戸籍を訂正する方法は他に選択肢がないものと認識したのであり、職権による訂正について審査請求人の理解を得られていたとの諮問庁の認識は、憶測に過ぎない。
- (3) 本件記載は、諮問庁が収集した他の個人情報を利用して捏造されたものである。諮問庁は、戸籍訂正に係る法務局長の許可を得るために審査請求人の個人情報を捏造し、これを東京法務局長宛て戸籍訂正許可申請書に記載したのである。
- (4) 個人情報の捏造は不正行為であり、不正行為に基づく個人情報の利用は、個人情報の不適正な利用を禁止する法第63条に抵触する行為である。また、事実無根の内容に捏造された個人情報を諮問庁が保有することは、法第61条の「法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合」に該当せず、個人情報の保有の制限等について規定する同条に違反する。
- (5) 法第64条は、「行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。」と規定している。事実と異なる本件記載が諮問庁の決裁文書にあることを踏まえると、当該個人情報は、諮問庁内で作られた不実の情報から取得されたものと考えるのが妥当であり、同条に違反する。
- (6) 法第65条は、「保有個人情報が過去又は現在の実事と合致するよう努めなければならない。」と規定しており、保有個人情報が事実でないと判明したのであれば、諮問庁が自ら当該保有個人情報を削除するべき

である。

- (7) 本件記載が事実でないことは諮問庁も認めており、事実でない個人情報
報は実際には存在しない。存在しない個人情報を諮問庁が保有すること
はできず、保有していない個人情報に対して利用目的を設定することは
できない。利用目的が存在しなければ利用目的を達成することもできな
いのであるから、利用目的の達成をもって個人情報の訂正が必要ないとい
うことにはならない。
- (8) 適正な手続により戸籍が訂正されたのであれば、本件記載の削除によ
り戸籍の訂正自体が無効になるとは考えにくく、戸籍の訂正が行われた
ことをもって本件記載の削除が必要ないということとはできない。
- (9) 虚偽の記載のある公文書を保有し続けることは、その真正性を損なう
行為である。
- (10) 公務員が、業務に都合のよい不実の内容を職務上利用することは、社
会通念上、明らかに不当である。
- (11) 本件申請書に事実と異なる本件記載をする必要はない。本件申請書に
事実と異なる本件記載をした目的は、諮問庁が職権により戸籍の訂正を
行うに当たり必要となる業務を諮問庁の職員が怠った事実を隠蔽するた
めと考えるのが妥当である。

2 諮問庁の説明要旨

諮問庁は、弁明書（令和6年7月31日付け）、再弁明書（同年10月2日付け）、再々弁明書（同年11月26日付け）、再々々弁明書（令和7年2月7日付け）及び再々々々弁明書（同年4月16日付け）並びに口頭による説明（同年7月31日及び同年9月8日聴取）において次のとおり主張し、本件処分に違法又は不当な点はないため、本件審査請求は棄却されるべきであるとする。

- (1) 保有個人情報の訂正義務について規定する法第92条は、「訂正請求
に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用

目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない」と規定し、個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準（令和5年12月7日付け5墨総総第1120号。以下「審査基準」という。）では、「訂正請求に係る保有個人情報の内容が事実でないことが判明し、訂正請求に理由があると認められる・・・ものの、当該保有個人情報の利用目的に照らして、訂正することが不要又は不適当と判断したとき」は、訂正しない旨の決定を行うこととしている。

この点、既に、東京法務局長の許可を得て、審査請求人の指摘のとおり戸籍の訂正（死亡時刻の訂正）が行われている以上、もはや本件記載を削除する必要性は認められない。

- (2) 事実確認をしたところ、審査請求人に対し、裁判をすると戸籍の訂正に時間がかかることや医師の診断書に誤記がある等の話はしたが、戸籍法第113条の規定による戸籍訂正に関する明確な説明及び審査請求人の意思確認は不足していた。しかし、審査請求人は、年金事務所等で各種手続を進めており、相続手続等を想定すると、素早い戸籍訂正が求められる状況であり、さらに諮問庁の戸籍の誤記載を主張していたことから、諮問庁の職権による戸籍訂正の方法を中心に説明を行い、当該職権訂正について審査請求人の理解を得られているものと認識していた。そのような認識のもと、東京法務局長に対し、戸籍の訂正の許可を申請したものであり、偽りその他不正の手段により個人情報を取得したり、個人情報を捏造したりしたものではない。
- (3) 法第65条は、利用目的の達成に必要な範囲内で保有 개인정보が事実と合致するよう努めることを求めた努力義務規定であり、保有 개인정보が事実と異なることのみをもって直ちにその内容を更新しなければならないものではない。
- (4) 審査請求人は、「事実でない個人情報は実際には存在しない」、「存在しない個人情報を諮問庁が保有することはできず、保有していない個

個人情報に対して利用目的を設定することはできない」などと主張するが、本件申請書又は本件許可書が1つの個人情報であって、その利用目的は戸籍の訂正を行うことである。そして、死亡時刻が正しく記載された戸籍に既に訂正されているのだから、もはや本件申請書等の本件記載を削除する必要性は認められない。

- (5) 本件申請書等に記載された個人情報が戸籍法に定められた市区町村の事務を遂行するために必要な情報であることは明らかであり、当該個人情報の保有は、法第61条第1項の「法令の定める所掌事務・・・を遂行するため必要な場合」に当たるので、同項の規定に違反して個人情報を保有しているのではない。

第4 審査会の判断

1 本件処分に至る経緯

関係資料から、次の事実が認められる。

- (1) 令和5年11月2日午後8時17分、審査請求人の父が死亡した。
- (2) 同月5日、審査請求人の使者（葬儀業者）が死亡届と死亡診断書を墨田区役所の宿直窓口に提出したところ、窓口の担当職員から、死亡届に記載された死亡時刻（午後8時17分）と死亡診断書に記載された死亡時刻（午前8時17分）との間に齟齬がある旨を指摘され、使者が死亡届の死亡時刻を「午後8時17分」から「午前8時17分」に訂正した。これにより、審査請求人の父の戸籍には、午前8時17分に死亡した旨が記載された。
- (3) 同年12月1日、審査請求人は、戸籍係の窓口において、戸籍の死亡時刻の記載が誤っている旨を指摘した。これに対応した職員が死亡診断書を作成した医師に確認したところ、死亡診断書の死亡時刻が誤っており、正しい死亡時刻は「午後8時17分」であることが判明した。同日、医師から死亡時刻を訂正した死亡診断書が諮問庁に提出された。

- (4) 死亡診断書の誤りが確認された後、戸籍係の担当職員は、審査請求人に対し、死亡診断書に誤った死亡時刻が記載されていたこと、裁判による戸籍の訂正には時間がかかることなどを説明し、諮問庁が法務局長の許可を得て職権で訂正する旨を述べた。この際、担当職員は、審査請求人に対し、明確には戸籍法第113条の規定による戸籍訂正に関する説明をしておらず、審査請求人は当該申請の意思がない旨を回答したことはない。
- (5) 同年12月5日、諮問庁は、上記(4)の窓口での説明によって、同法第24条第2項の規定による職権訂正（以下「戸籍の職権訂正」という。）を行うことについて、審査請求人の理解が得られたと認識し、本件記載をした本件申請書を作成してこれを東京法務局長へ提出し、同月12日、同局長の許可がおりた。これを受けて、諮問庁は、審査請求人の父の戸籍に記載された死亡時刻を訂正した。
- (6) 本件申請書を作成した当時、諮問庁は、戸籍の職権訂正を行うには、同法第113条の規定による戸籍訂正の申請をする者がいないことが要件になるものと理解していた。
- (7) 令和6年3月11日、審査請求人は、本件申請書等の開示請求を行い、同月19日付け開示決定に基づきその開示を受けて、これらの書類に本件記載がなされていることを知った。
- (8) 同月22日、審査請求人は、諮問庁に対し、本件申請書等の本件記載は事実でないとして、本件訂正請求を行ったが、諮問庁は、その必要性は認められないとして、同年4月18日、本件処分を行った。
- (9) 本件審査請求の審理の過程において、前記(6)記載の同法第24条第2項に係る諮問庁の理解が誤っており、同項の適用のためには、同法第113条の規定による戸籍訂正の申請をする者がいないことが要件となるわけではないことが判明した。

2 本件の争点

(1) 審査基準第7第2項第6号該当性について

審査基準第7第2項第6号は、法第92条を受けて、個人情報を訂正しない旨の決定をする場合として、訂正請求に係る保有個人情報の内容が事実でないことが判明し、訂正請求に理由があると認められるものの、「当該保有個人情報の利用目的に照らして、訂正することが不要又は不適当と判断したとき」と定める。本件には、審査基準に該当する事情が存在するか。

(2) 本件処分は、法第61条2項、第63条、第64条及び第65条等の法意に照らし、違法又は不当と評価すべきか。

以下、検討する。

3 審査基準該当性について

審査請求人が訂正（削除）を求める本件記載の内容は、前記認定のとおり、事実ではないので、審査請求人の本件訂正請求は理由があるものと認められるが、これを訂正することが、本件記載に係る個人情報の利用目的に照らして、不要又は不適当といえることができるか。

(1) 本件記載は、本件申請書及び本件許可書の「訂正・記載の事由」の一部分をなすものであり、各書面の主要な部分として、これと不可分一体となっており、その利用目的は、各書面の利用目的に包摂されるものと認められる。そして、これら各書面の利用目的は、戸籍の誤記載を訂正することであり、この戸籍の誤記載の訂正という目的は既に達成されているのであるから、これら各書面の役割は既に終わっているものと認められる。このように利用目的を達して役割を終えた書面について、あえてこれを訂正する必要性はないといわざるを得ない。

(2) また、本件申請書について、諮問庁が保有しているのは、あくまでも控えであり、その原本は東京法務局にあるのであるから、控えを訂正するだけでは意味がないし、原本を諮問庁が訂正することはできない。また、本件申請書は諮問庁が作成したものであるが、本件許可書は、これ

を受けて東京法務局長が作成した書面であり、その記載内容を作成名義人でない諮問庁が訂正することは、困難である。したがって、本件記載を削除することは、不要であるばかりか、不適當であると考えられる。

- (3) なお、審査請求人は、本件記載は事実ではなく、事実でない情報を諮問庁が保有することはできず、保有していない個人情報に利用目的を設定することはできないなどと主張する。しかし、そもそも審査基準第7第2項第6号は、個人情報の内容が「事実でないことが判明した場合」について規定しているのであり、その場合でも「当該個人情報の利用目的」に照らして、訂正の必要性等を判断すべきと定めているのである。したがって、事実でない個人情報には利用目的を設定することはできないとの審査請求人の主張は、失当である。

以上により、本件記載を削除することは、本件記載に係る個人情報の利用目的に照らして、不要又は不適當と考えられ、訂正しない旨決定した本件処分には理由がある。

- 4 本件処分は、法第61条第2項、第63条、第64条及び第65条等の法意に照らし、違法又は不当と評価すべきか。

- (1) 法第61条第2項について

法第61条第2項は、行政機関等は「利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない」と定める。

前記認定のとおり、諮問庁が戸籍の職権訂正を行うに当たり、戸籍法第113条の規定による戸籍訂正の申請をする者がいないことが要件となるわけではないのであるから、本件記載は、戸籍の職権訂正に係る法務局長の許可を得るために必要不可欠の情報ということとはできない。しかし、戸籍の職権訂正ができる場合でも、同法第113条の規定による戸籍訂正の手続を行うことも許されるのであるから、二重の訂正手続の進行を避けるという意味においては、本件記載は、その利用目的である戸籍の職権訂正の許可申請手続に関連する情報ということができる。こ

のような情報も法第61条第2項の「利用目的の達成に必要な範囲」に含まれると考えられ、その保有は同条に反することはない。

また、前述のとおり、本件記載は、既に利用目的を達して役割を終えた本件申請書及び本件許可書に記載されたものであり、このような情報を諮問庁が保有していたとしても、およそ審査請求人の権利利益が害されるおそれはないというべきである。

したがって、法第61条第2項の法意に照らし、本件記載を削除せずに保有することは、同項に反して違法又は不当であるとまでは認められない。

(2) 法第63条について

審査請求人は、本件記載は諮問庁によって捏造されたものであり、この個人情報を利用することは法第63条に抵触すると主張する。

しかし、同条は「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない」と定めるのであり、個人情報の取得過程ではなく、個人情報の利用態様に着目して、不適正な方法による利用を禁止するものである。そこで、本件記載の利用態様をみるに、諮問庁は、戸籍の誤った記載を訂正するべく、東京法務局長の許可を得るために、本件記載をした本件申請書を作成するという方法で個人情報を利用したものであり、その利用態様において不適正な点は認められない。本件処分について、同条に反して違法又は不当とすべき点は認められない。

(3) 法第64条について

審査請求人は、本件記載に係る個人情報の取得について、法第64条違反の点も指摘する。法第64条は、「偽りその他不正の手段により」個人情報を取得してはならないと定めている。諮問庁が審査請求人と戸籍訂正について折衝してから本件申請書作成に至る経過をみるに、「偽りの手段」を用いたと評価すべき事情は全く見当たらない。また「不正

の手段」とは、暴行・脅迫等の手段により取得した場合、個人情報の取得について定めた個別の法令に違反して取得した場合等がこれに当たるが、本件の事実経過において、暴行・脅迫等や法令違反の事実を認めることはできない。

この点について審査請求人は、本件記載は諮問庁により捏造されたものであるとか、当該個人情報は諮問庁内で作られた不実の情報から取得されたなどと主張する。確かに、本件記載の内容は事実と認めることはできないものの、諮問庁は、窓口での審査請求人に対する説明により、戸籍の職権訂正について、審査請求人の理解を得たと認識してこれを記載したものである。このような経緯と、本件記載が専ら迅速な戸籍の訂正を行うことを目的になされた点を併せて考慮すれば、当該個人情報が「不正の手段」により取得されたとまでは認めることはできない。

本件記載に係る個人情報の取得について、法第64条に抵触する事情は認められない。

(4) 法第65条について

審査請求人は、法第65条に基づき、諮問庁自ら本件記載を削除すべきとも主張する。法第65条は「利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない」と定めており、その内容は、利用目的の達成に必要な範囲内での努力義務である。したがって、本件申請書及び本件許可書のように、既にその利用目的を達成した書面については、その情報を目的達成後も更新し続けなければならない努力義務はないものと理解することができる。よって、同条を根拠に本件処分が違法又は不当と解することはできない。

(5) そのほかの審査請求人の主張は、本件処分の違法性等を判断する上で直接の関連性がないものであり、いずれも失当である。

5 結論

以上のとおり、審査請求人の主張はいずれも理由がないので、本件審査

請求は棄却するのが相当である。

なお、事案に鑑みて、以下の点を付言する。

法に基づき本件記載を訂正（削除）すべきでないことは前述のとおりであるが、本件記載が事実でないことは諮問庁も認めるところである。これは、戸籍の職権訂正の要件に関する誤った理解に基づいて、事実^{そんたく}に反する記載をしたものであり、たとえその意図が審査請求人の事情を^{そんたく}付度し、かつ、行政事務を円滑に進めるためのものだとしても、不適切であることは多言を要しない。諮問庁においては、同種事案の再発を防止するよう努められたい。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、次のように審査した。

令和7年7月7日	・ 諮問
令和7年7月31日 (第1回審査会)	・ 諮問庁から口頭による説明を聴取 ・ 調査審議
令和7年9月8日 (第2回審査会)	・ 諮問庁から口頭による説明を聴取 ・ 調査審議
令和7年10月17日 (第3回審査会)	・ 調査審議

(答申に関与した委員の氏名)

安達 和志、木ノ内 建造、岡田 卓巳、川合 敏樹、中野 剛史